

総務省独立行政法人評価委員会平和祈念事業特別基金分科会（第31回）議事録

日 時：平成25年6月14日（金） 10:00～11:10

場 所：中央合同庁舎第2号館601会議室

出席委員：亀井昭宏平和祈念事業特別基金分科会長、奥林康司平和祈念事業特別基金分科
会長代理、堀川末子委員

兼川真紀、鈴木清、玉井清、時任英人、原田順子、ルディー和子の各専門委員

総 務 省：田家修大臣官房審議官、加瀬徳幸大臣官房総務課管理室長、佐藤紀明大臣官房
参事官、阿南哲也企画官、黒田夏子参事官補佐、古岩井妃呂美参事官補佐、福
光正憲参事官補佐、須藤貴史主査

【亀井分科会長】 それでは定刻を過ぎましたので、第31回総務省独立行政法人評価委
員会平和祈念事業特別基金分科会を開催させていただきます。本日はお忙しい中、御出席
をいただきまして、ありがとうございます。

本日は、仲地先生が御欠席と伺っております。それではまず分科会の開催に当たりまし
て、田家大臣官房審議官から御挨拶をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いい
たします。

【田家審議官】 それでは一言御挨拶をさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、御出席を賜りまして、ありがとうございます。

昨年度末は先生方大変お忙しい、タイトなスケジュールの中で、平和基金からの業務の
実績報告の説明を聴取していただきました。また、大変大部な報告書にも目を通していた
だきました。それからまた3月28日には、本当に長時間にわたり御審議をいただきまして、
大方の項目について評価を固めていただきました。厚く御礼を申し上げます。

しかしながら、特別給付金の過払い等の問題、それから特別記念事業の旅行券等引換券
の未引換えの問題への対応につきまして、基金の説明に必ずしも明確でないというふうな
点がありまして、基金が廃止された後も総務省の方で事実関係等について調査をし、先生
方に御報告するよにという御指示がございました。監督官庁として、誠に遺憾であり、
また申し訳なく存じておる次第でございます。

本日は、御指示のありました調査をいたしました結果を御報告させていただきまして、
評価を持ち越していただきました項目について、御審議をいただきたいというふう存じ
ております。また役員退職金に係る業績勘案率につきましても、御審議をお願い申し上げ

たいと存じております。どうぞよろしく願いをいたします。

【亀井分科会長】 ありがとうございました。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めさせていただきたいと思ひます。まず本日の配付資料の確認を事務局からお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

【須藤主査】 それでは、本日の資料について御案内いたします。まず1枚目が議事次第でございます。続いて、本日の配席図と当分科会の委員名簿がございます。

次に資料1といたしまして、前回分科会の議事概要がございます。

続きまして資料2といたしまして、平和基金の24事業年度財務諸表等がございます。

次に平成24事業年度評価について、資料3-1が全体的評価表の(案)、資料3-2が項目別評価総括表の(案)、資料3-3が項目別評価調書の(案)でございます。

続いて第2期中期目標期間の評価について、資料4-1が全体的評価表の(案)、資料4-2が項目別評価総括表の(案)、資料4-3が項目別評価調書の(案)でございます。

最後になりますが、業績勘案率の関係の資料がございます。資料5でございます。

また、これらと別に席上に参考法令等ということでおつけをしております。このうち、21ページを御覧いただければと思ひますが、「平成24年度業務実績評価の具体的取組について」と題した文書がございます。こちらは政策評価・独立行政法人評価委員会、各省の独法評価委員会の二次評価を行う委員会でございますが、そちらから送付されたものでございまして、独法の平成24年度評価を行うに当たっての留意事項が書かれております。その内容は、例えば22ページでございますが、「内部統制について、法人にとって優先的に対応すべき重要な課題が何であるかを明らかにした上で、それへの対応状況の評価を行っているか」など、留意事項がございます。その他関係する法令等につきましては、この中にありますが、随時御案内をいたします。

非常に資料、多量なものとなっておりますが、以上でございます。足りないもの等ございましたら、事務局にお知らせください。

【亀井分科会長】 ありがとうございました。大変な点数の資料でございますので、資料が揃っているかどうか、もし足りないものがございましたら、どうぞお申し入れいただきたいと思ひますが、よろしゅうございますか。

それでは、議事の2に進めさせていただきたいと思ひます。前回、3月28日に開催されました第30回分科会の議事概要(案)につきまして、事務局から御説明をお願いしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

【須藤主査】 それでは、資料の1以降を御覧ください。こちらが前回の議事概要の(案)でございます。内容を読み上げさせていただきます。

1、総務省独立行政法人評価委員会平和祈念事業特別基金分科会第29回の報告及び議事概要(案)の確認を行い、議事概要(案)のとおり了承された。

2、独立行政法人平和祈念事業特別基金解散に伴う今後の分科会スケジュール等について、第28回分科会で了承されたものからの変更について報告を行い、了承された。

3、平成24事業年度の財務情報並びに平成24事業年度及び第2期中期目標期間の業務の実績について、独立行政法人平和祈念事業特別基金から聴取するとともに、評価案について審議を行った。

平成24事業年度財務情報について委員から概ね次のような意見が表明された。

解散という特別な状況で財務諸表上欠損となっている2,800万円は不要財産として国庫納付を行ったために、このような記載となったものであり、実際は損失ではないので、その旨の補足説明を記載してはどうか。

平成24事業年度の業務の実績について、「特別給付金の過少払い・過払いへの対応」と、「特別記念事業の旅行券等引換券の未引換分への対応」(内部統制・ガバナンス強化、経過規定を含む)について。

事務局から、特別給付金の認定に当たって、過少払い・過払い事案だけでなく、結果として支給額の変更がなかったものの、他人の資料により審査し認定した事案について、自己評価調書に記載されていない旨報告。

事務局から特別給付金の過少払い・過払いへの対応と、特別記念事業の旅行券等引換券の未引換分への対応に係る監事監査報告書のポイントを紹介。

委員からは概ね次のような意見が表明された。

特別給付金の過少払い・過払いへの対応について、特別給付金の対象者は非常に高齢であり、そのための苦勞もあったと聞くので、その点を総合的に評価することも必要ではないか。

過去の年度評価において、当該事案について説明がなかったことや、監事への報告が遅れたことは、国民目線で見るときに事実を示さなかったのではないかと疑念を抱かせるのではないか。

「特別記念事業の旅行券等引換券の未引換分への対応について」。

書状等贈呈事業で発行した旅行券等引換券は無期限だったのに対し、特別記念事業で発

行した旅行券等引換券に有効期限を付した理由はなぜか。

旅行券ではなく、旅行券等引換券を選択した理由はなぜか。

引換券というものは必ず未引換者が出るもの。未引換者の存在を織り込み済みの契約だったのではないか。企画競争で業者を選んだとのことだが、それは価格面に反映されていたのではないか。業者選定の基準を教えてください。

これらの事実関係については、総務省で調べて、次回の分科会に報告することとされた。

「第2期中期目標期間の業務の実績について」。「人事に関する計画」について、委員から概ね次のような意見が表明された。

解散を控えた法人として、情報・セキュリティ研修の実施などは評価できるのではないか。23年度評価でも研修について新規性が議論となったが、中期目標期間を通じてB評価で妥当なのではないか。

「特別給付金の過少払い・過払いへの対応」と「特別記念事業の旅行券等引換券の未引換分への対応」に関する項目については事実関係を総務省が調査して次回分科会に報告し、次回分科会で改めて審議することとされた。他の評価案については現時点で評価取りまとめ案のおりと決定した。

長くなりましたが、以上でございます。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。どうぞ議事概要についての御確認をお願いしたいと思います。何か御質問、あるいは御意見等ございますか。いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

それでは特段御意見がおりにならないようでございますので、前回の議事概要につきましては、これで確定とさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、議事次第の3番目に進ませていただきたいと思います。総務省が作成をいたしました平和基金の平成24年度財務諸表等につきまして、特に前回分科会で平和基金から御説明があった見込みを含む財務情報についての相違点を中心にして、事務局から御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

【須藤主査】 まず法的な面から御説明をいたします。平和基金廃止法の規定によりまして、平和基金の平成24年度財務諸表及び事業報告書の作成等については、総務大臣が従前の例により行うものとされております。こちら、参照法令の75ページにございます。そのため、独立行政法人通則法の規定に従いまして、従前どおり財務諸表について主務大臣の承認に先立ちまして、あらかじめ独立行政法人評価委員会の意見を聞くこととなります。

この財務諸表への意見につきましては、総務省独立行政法人評価委員会議事規則によりまして、分科会の議決をもって親委員会、総務省独立行政法人評価委員会の議決とすることができるとされております。

それでは内容につきまして、御説明いたします。

【福光参事官補佐】 まず貸借対照表でございます。資産につきましては、この99%が現金というふうになっております。続いて未収金につきましては、今回25万2,000円ほど計上しておりますが、特別給付金の過払いに係るもの、昨年12月時点で3万円ほどございましたが、こちらは3月28日に全額振込となりまして、特別給付金の過払いに係るものに関しては、全て回収をいたしました。今回の25万2,000円につきましては、実は業者への誤払いが発生しまして、業者と調整いたしました。業者の会計処理の都合があり、年度末までに回収できなかったものを計上したものです。これにつきましても、4月までに全額回収をいたしております。

続いて固定資産につきましては、国に引き継がないものについては、年度末までに除却処理を行っております。計上されております固定資産は国に引継ぎを行ったもので、若松庁舎の役員室の間仕切り等となっております。負債の部につきましては未払金、未払費用、預り金等々につきましては、5月中旬までに全て支払いを終えております。固定負債につきましては、固定資産に対する見返りとして、498万6,000円、前理事長の退職手当支給のための引当金として365万円、それぞれを計上しております。

続いて前回、見込みの際も説明いたしましたが、今回、未処理損失が2,800万円ほど出ております。前回の分科会で福井前理事長が説明いたしましたが、これは会計の制度上発生したものでありまして、かつ剰余金としては4億円程度の黒字という状況でありますので、今回の未処理損失が基金の財務状況に重大な影響を及ぼすということはありません。

なお、この未処理損失につきましては、前回の分科会の際に鈴木委員の方から注記事項に記載すべきではないかという御指導をいただきました。

これを踏まえまして、資料2の9ページ、V番の「その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報」の3番のところに、こちらの発生原因、あとこの損失が重大な影響は及ぼさないという旨を記載しております。

続きまして、損益計算書になります。損益計算書ですが、平成24年度の計上費用として、6億9,200万円を計上しております。あの費用の内訳に関しましては、この資料に書かれているとおりでございます。

経常収益でございますが、中期目標期間の終了に伴いまして、昨年まで運営費交付金債務として、再計上してございました2億2,800万円、こちらを全額収益化いたしております。このほか出資金の運用収入として、295万2,000円、特別準備金等の運用収入として、4億8,200万円をそれぞれ計上しており、経常収益全体といたしましては、7億1,781万6,000円を計上しております。

続いて、臨時利益でございますが、臨時利益として、これは特別準備金の取崩し額でございますが、今期の費用に対する特別準備金の戻入益として2億785万円、特別給付金支給事業の終了に伴う特別準備金の戻入益として、39億6,108万円をそれぞれ計上いたしております。

続いて臨時損失ですけれども、期中の国庫納付、これも期中に不要財産の国庫納付をいたしております、44億5,000万円。それと先ほど固定資産のところでも申し上げましたが、国に引継ぎをいたしませんでした固定資産の除却損として、224万4,000円を計上しております。

最後は、これら今説明しました損益について差引きを行った結果、約2,800万円の損失が計上されておりますが、発生要因等につきましては、先ほど御説明したとおりでありますので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、資料2の事業報告書、決算報告書というタイトルの資料がありまして、そちらの15ページに決算報告書という書類をつけさせていただいております。これはもともとの収入・支出予算に対しまして、決算額でどれぐらい収入があり、どれぐらい支出があったのかというものを示す資料というふうになっておりますが、収入・支出でアンバランスが出ております。

これは、もともと支出側で予算計上をしておりませんでした国庫納付金というものを支出した結果でございます。つまり、国庫納付金に対する収入というものを予定しておりません、もともと手持ちで持っていた現金でもって、国庫納付金というのを支払っています。したがって、この決算報告書、本来収入の部分に例えば現金の取崩しのような項目を挙げてもよかったですのですけれども、あくまでもこの支出予算自体がもともとフローのようなものでございまして、ストックの取崩しをこちらの方には影響させておりませんので、収入・支出のアンバランスが生じているということでございます。繰り返しになりますがこれに対する収入といいますか、国庫納付の対象といたしましては、この収入とともに、もともと手持ちで持っている現金がございましたので、そちらで国庫納付については

対応いたしましたというところでございます。

以上、財務諸表について説明させていただきましたが、これらにつきまして、資料2の16ページになりますけれども、監査法人の監査を受けまして、6月7日に適正に表示しているものと認める旨の監査報告書を監査法人から受領しております。こちらはまた参考までに御覧いただければと思います。

なお、今申し上げました財務諸表等につきまして、平和基金の前監事でありました黒沢先生、横堀先生に関係資料を御覧いただきまして、これから申し上げます所感を伺っておりますので、読み上げさせていただきます。

独立行政法人通則法第19条第4項の規定に基づく平成24事業年度独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務及び会計の監査を行った監事であった者として、総務大臣が従前の例により作成した平成24事業年度独立行政法人平和祈念事業特別基金の財務諸表及び決算報告書について、同法第38条第2項の規定に基づく、監事の意見と同様の意見を求められた場合、既に監事ではないため、同様の意見を表明することはできません。また、独立監査人が作成する監査報告書と同様の観点から、意見を表明をすることもできません。ただし、提示された財務諸表及び決算報告書に対する所感としては、適正に表示していないと信じさせる事項は認められないと思われ、といった所感をいただいておりますので、紹介をさせていただきました。

簡単ではございますが、説明を終了させていただきます。ありがとうございました。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。ただいまの御説明に対して、何か御質問がございますか。よろしゅうございますか。御意見はいかがでございましょうか。

【奥林分科会長代理】 この前監事の所感は何か記録として公表されますか。

【福光参事官補佐】 文書としていただいたものではございません。前監事の所感として事務局が伺ったということでご紹介をさせていただいたものでございます。

【鈴木専門委員】 それはやはり法的にそういう制度がないために、そういう形を取ったということですか。

【福光参事官補佐】 はい。

【黒田参事官補佐】 記録としては、この分科会の議事録に残るということでございます。

【鈴木専門委員】 分かりました。

【亀井分科会長】 財務諸表に関しまして、何か御意見がございませんでしょうか。よ

ろしゅうございますか。

【鈴木専門委員】 では、少しつけ加えさせていただきたいのですが、先ほど決算報告書の収支が合っていないという御説明がありました。普通は、一般的に収支ですから合わないといけないということで、あえて御説明いただいたのですけれども、監査法人の監査意見書についても、今説明がありました決算報告書の17ページの真ん中から下に、監査法人もこの決算報告書は「決算の状況を正しく示しているものと認める」という意見もありましたので、これはこれでよろしいのかなと思います。ただ、説明がありましたが、本来なら一般的に収支というのは合わなければいけない。どこで合わせるかということもあるのでしょうかけれども、翌年度の繰越金で合わせるのか、取崩しの方に収入で合わせるのかというテクニク的なものはあると思います。ただ、監査法人が認めているということで、私の方は了解させていただきました。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。ほかに何か御意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、この財務諸表に関しましては、特段御意見はないという結論でよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【亀井分科会長】 はい、ありがとうございます。

それでは、本財務諸表につきましては、本分科会としては意見なしということで、確定をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、次に議題の4に移らせていただきます。4は、平成24事業年度における業務の実績に対する評価結果についてでございます。まず今回のこの審議の進め方につきまして事務局から御説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

【須藤主査】 それでは御説明いたします。前回の分科会では特別給付金の過少払い・過払いへの対応と特別記念事業の旅行券等引換券の未引換分への対応の二事案に関する項目については次回の分科会、つまり本日でございますけれども、本日の分科会において総務省から再度報告をした上で再審議いただき、評価を決定いただくこととなりました。

また、それ以外の項目に関する評価案につきましては、前回の分科会において各委員の評価案の平均から得られた取りまとめ案のとおりとすることと決定されました。この評価案は先ほど御紹介いたしました、今年5月に政独委から各省の評価委員会に示された「平成24年度業務実績評価の具体的取組について」の観点は結果的に盛り込まれたものとなっ

ておりますので、そのとおり決定されたものと考えてよろしいかと存じます。したがって、本日は先ほど申しました二事案に関する項目の審議をお願いいたします。

本日の進め方でございますけれども、議事の4と5にありますとおり、まず平成24事業年度について、二事案に関する項目の審議をしていただき、平成24事業年度の評価を御決定いただきます。その後、第2期中期目標期間について、二事案に関する項目の審議をいただきまして、評価案を決定していただきます。なお、平成24事業年度の評価につきましては、総務省独立行政法人評価委員会議事規則により、本分科会の決定をもって親委員会の議決とすることができるとされております。一方で、第2期中期目標期間の評価につきましては、本日御決定いただいた評価案をもとに、親委員会で審議をし、御決定いただくということになっております。進め方につきましては以上でございます。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。今、御説明をいただきました審議の進め方についてでございますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【亀井分科会長】 ありがとうございます。それでは、4番目の議事に関しまして、具体的に御審議をいただきたいと思っております。まず平和基金の平成24事業年度の業務でございますが、まず特別給付金の過少払い・過払いへの対応と、特別記念事業の旅行券等引換券の未引換分への対応について、事務局から御報告及び平成24事業年度の評価案の御説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【須藤主査】 それではまず、特別給付金の過少払い・過払いへの対応につきまして御説明いたします。

本件は、認定者からの問い合わせによりまして、特別給付金の過少払い47件、過払い35件が発生していることが判明したものでございます。この原因といたしましては、予想をはるかに超えた請求があったために、外部からの人員増を図ったものの、これに対応したチェック体制が不十分であったということが挙げられますが、その後の平和基金の取組によりまして過少払い事案につきましては平成23年度までに、過払い事案につきましても平成24年度中に全て処理をすることができました。

本件につきましては監事への報告が遅れ、監事からは遺憾の意が示されております。また当分科会への報告につきましても、前回の3月の分科会で初めて報告がなされたものでございました。こちらが特別給付金の過少払い・過払い事案の概略でございます。

次に特別記念事業の旅行券等引換券の未引換分への対応について御説明いたします。こ

ちらですけれども、まず旅行券等引換券を贈呈した経緯といたしまして、国会での議論がありますとか、関係議員との調整を経まして、労苦を直接経験した本人を慰謝するという趣旨から被贈呈者の氏名を記名する必要があること、国会の議論を踏まえると、本人以外の者の使用も妨げないものにする必要があること、旅行券やギフトカードに被贈呈者の記名をすると、使用者が本人に限定してしまう可能性が高く、また被贈呈者の記名をした旅行券等を新たに作成することは技術的に時間がかかるものであることなどから、基金において総務省とも相談の上で、被贈呈者の氏名を記名した「旅行券等引換券」を贈呈することとなりました。

「旅行券等引換券」に有効期限が設けられたことにつきましては、まず企画競争入札に応募した3社のうち、今回、受託業者だけが有効期限を設定しておりました。その応募がありました3社について、基金内で、外部有識者等で構成いたしました特別慰労品審査委員会で審査を行った結果、引換券の価格が5%程度安価であったこと、また商品券の利用可能店舗数が最も多いことから、結果的に受託業者が選定されました。

この際、有効期限を付すことの意味や、想定される事態について平和基金内で十分な検討が行われず、確たる問題意識がないまま契約に至ったものと推察されますけれども、平成24年7月時点での未引換え分、こちらが750件、金額にいたしまして4,174万円分でございますが、この未引換え率は、件数ベースで申し上げますと0.53%、金額ベースで申し上げますと0.45%にとどまっておりました。受託業者は先ほども申し上げました5%程度安価、推定金額で申し上げますと4億5,000万円程度安価でしたので、未引換え者が出たことを踏まえても、この受託業者との契約の方が他社よりも有利な契約であったことが推察されます。

次に、未引換え者に係る救済措置につきましては、平成20年5月に初めて未引換え者がいることを知った当時の理事長の指示によりまして、受託業者に対し、未引換えに対する引換えの期限延長を要請し、平成22年9月末まで救済措置を実施いたしました。これは事実上の措置であって、この救済措置の意味付けでありますとか、契約の見直し等につきましては、当時、平和基金内で十分な検討は行われませんでした。また、平和基金の解散が延期された際も平和基金内部で十分な検討を行っておらず、未引換え問題について切実な認識が平和基金になかったものと推察されます。

なお、この時期ですけれども、理事長や理事の交代に加えまして、特別給付金支給事業の準備等があり、その準備等に追われていた中で、交代後の理事長等へ、この未引換え問

題の適切な引継ぎでありますとか、説明につきまして行われていなかったものでございます。

本件につきましては、監事に平成24年の7月及び11月に報告されましたが、監事から次の点について遺憾の意が示されております。一つ、契約について当該契約を締結した平成19年度に詳細な説明が行われなかったこと。一つ、救済措置について当該措置を開始した平成20年度に詳細な説明が行われなかったこと。一つ、その後の役員会等においても、詳細な報告を受けていなかったこと。また当分科会への報告につきましても、前回、3月の分科会まで行われませんでしたし、本件に係る事実関係や経緯についても平和基金から明確な説明はございませんでした。総務省も主務省として、本件について平和基金に文書で回答を求めましたけれども、その回答内容は監事の監査報告書との齟齬が見られるものでございました。以上が、総務省において、2事案について調査した結果の御報告でございます。

続きまして、平成24年度評価案について御説明いたします。今回御議論いただく項目は、第3の6(1)「特別給付金の支給」、第8の3(4)「内部統制・ガバナンス強化」、三つ目が第9「経過規定」、そして「全体評価」の四つでございます。なお、先ほど御説明した2事案のうち、過少払い・過払いについては第3の6(1)「特別給付金の支給」の項目がございますけれども、旅行券等引換券につきましては、平成24年度は個別の項目はございませんので、第9「経過規定」の項目で御評価をいただいております。

評価案につきましては前回同様に、事前に先生方から評価案をお伺いし、AAが5点、Aが4点、Bが3点、Cが2点、Dが1点といたしまして、10名の先生方の御意見の平均を取って、四捨五入をして算出をしております。

それぞれの項目の評価案は次のとおりでございます。第1点目が、第3の6の(1)「特別給付金の支給」でございますが、こちらがBの先生が9名、Cの先生が1名ということでございましたので、平均を取ると2.9点ということになりますので、四捨五入をいたしまして、評価案はBとなっております。

次に第8の3の(4)「内部統制・ガバナンス強化」につきましては、Bの先生が2名、Cの先生が8名ということでございましたので、平均を取ると2.2点となりまして、先ほどの四捨五入の評価案としては、Cとなっております。

第9「経過規定」につきましては、先生方全員がCということでございましたので、平均がC、評価案もCとなっております。

最後に全体評価につきましては、先生方の御意見が全てBということでございましたので、平均がB、評価案もBとなっております。

この結果につきましては、前回分科会時点での評価取りまとめ案からの変更はございません。なお、第2期中期目標期間評価にも関係いたしますけれども、2事案について、監事への報告が十分ではなかったというような点は、内部統制・ガバナンス強化の項目で評価をし、個別の事業については当該事業の項目で評価をするのではないかとといった御意見もいただいております。

平成24年度評価案につきましてはの御説明は以上でございます。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、御質問、あるいは御意見を伺いたいと思いますので、どうぞお示しいただければと思いますが、いかがでございでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ただいま御説明をいただきました、平成24事業年度の業務の実績に関する評価の残りでございます。具体的に申し上げますと、特別給付金の過少払い・過払いと、特別記念事業の旅行券等引換券の未引換分への対応等についての評価でございますが、ただいま御説明をいただきました評価とすることでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【亀井分科会長】 それでは、この評価結果につきましては、これで確定をさせていただきたいと思います。

では次に議題の5でございます。第2期中期目標期間における業務の実績に対する評価結果でございますが、これにつきまして、事務局から御説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

【須藤主査】 それでは御説明いたします。今回ご議論いただく項目は、第3の5の(1)「特別記念事業の実施」、第3の6の(1)「特別給付金の支給」、第3の6の(5)「特別給付金の支給のための準備」。もう一つ第3の6の(5)がございしますが、こちらは「標準期間の設定」、そして第8の3の(4)「内部統制・ガバナンス強化」、最後に「全体評価」の6つでございます。

旅行券等引換券につきましては、平成24年度評価と異なりまして、個別の項目、つまり第3の5の(1)「特別記念事業の実施」の項目で御評価をいただいているものでございます。

評価案につきましては、先ほど御説明いたしました平成24年度と同様の方法で算出をし

ております。

それでは、それぞれの項目の評価案を御説明いたします。第3の5(1)「特別記念事業の実施」につきましてはBという評価の先生が3名、Cという評価の先生が7名ということでございまして、平均を取りますと、2.3点となり、評価案はCとなります。

次に第3の6の(1)「特別給付金の支給」でございますが、こちらがBの先生が5名、Cの先生が5名ということでございまして、平均を取ると2.5点となります。こちらで2.5でございますので、四捨五入をいたしますと、3ということになりまして、評価案としてはBとなっております。

次に第3の6の(5)「特別給付金の支給のための準備」でございますが、こちらがBの先生が1名、Cの先生が8名、Dの先生が1名ということでございまして、平均をとると2.0点となりますので、評価案はCとなります。

次に第3の6の(5)「標準期間の設定」でございますが、こちらは先生方全員の御意見がBということでございますので、平均がB、評価案もBでございます。

次に第8の3、(4)「内部統制・ガバナンス強化」につきましては、Bの先生が2名、Cの先生が8名ということでございまして、平均をとると2.2点となりますので、四捨五入をして、評価案はCとなっております。

最後に全体評価につきましては、こちら先生方の御意見が全てBということでございまして、平均がB、評価案がBとなっております。

この結果につきましては、前回分科会の取りまとめ案からの変更は、第3の6の(1)「特別給付金の支給」の項目が前回の取りまとめ案はCであったものが、今回Bとなっております。その他の項目は変更ございません。

以上でございます。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。ただいま御説明をいただきました、第2期中期目標期間の評価取りまとめ案につきまして、御意見をお伺いしたいと思います。どうぞ御意見がございましたら、お示しいただければと思います。いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

【鈴木専門委員】 評価としては、これが妥当ということだと思いますが、例えば特にCの場合、どうしてCになったのかという説明責任があると思います。その辺はいかがでしょうか。

【佐藤参事官】 評価調書の本体の方でA、B、Cそれぞれについて、どうしてAにな

ったのか、Bになったのか、Cになったのかというところをきちんと説明しておりますので、そちらを見ていただくということになります。

【鈴木専門委員】 例えばAやBだったら一般的な評価だと思いますが、AAやC、Dについては、きちんと分かるような表現で説明しないといけないのかなと思います。前回の分科会で見せていただいた調書には、これで十分な説明なのかなという疑問が若干ありました。一般の人が見て、親委員会もそうかもしれませんけれども、これだったらやはりCだとか、これだったらAだというところが分かるように強調する必要があると思います。

【黒田参事官補佐】 補足をさせていただきます。例えばということで御紹介させていただきますが、資料の4-3、第2期中期目標期間における項目別評価調書を御覧ください。ただいま鈴木先生から御指摘いただいたような点は、事前に先生方に御説明した際にも伺っておりましたので、こちらの方で補っております。64ページを御覧ください。特別記念事業、つまり旅行券等引換券の未引換え対応についての項目でございます。こちらCという御評価を先生方にいただいております、この評価結果の説明の部分でございます。特別記念事業については、まず、プラスポイントを書いているのですが、2年間の短期間の請求期間を踏まえ、広報のほか、過去に書状等の贈呈を受けた者に対する「お知らせ」の送付、電話確認を行うなど、積極的に周知を行った結果、約31万6,000人に慰労品を贈呈することができた、とプラス点を記載しております。

「一方」の段落からマイナス点でございますが、平和基金の解散が延期されたにもかかわらず、未引換者に対する救済措置を延長せず、平成22年9月末に終了させてしまったこと。それから平成22年10月から平成24年6月までは本件について救済措置を行わなかったこと。解散を目前に控えた平成24年7月に、「旅行券等引換券」の未引換え分が750件あることが判明したため、引換期限を無期限とする「旅行券等引換券」を再度送付し、受託業者が無期限で引換えに応じることとしたが、当該送付作業が始まったのが、平成25年1月であって、結果として750件中18件は送付できず、未送付分については、基金解散後は破棄処分せざるを得ないことを踏まえれば、改善の余地があると認められると、これらのことから「中期目標をある程度達成しているが改善の余地がある」、すなわちCと評価できるといった形で補足をさせていただいております。

【鈴木専門委員】 ありがとうございます。

【亀井分科会長】 ほかに御意見、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。それでは審議ということで続けさせていただきたいと思います。この第2期中期目標

期間の評価取りまとめ（案）についてでございますが、案のとおり評価の案とさせていただいてよろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

【亀井分科会長】 それでは、そのようにさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、その次の議題ですが、議題の6に進ませていただきます。平和基金の役員退職金に係る業績勘案率（案）について、事務局から御説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

【須藤主査】 それでは御説明いたします。資料5「役員退職金に係る「業績勘案率」（案）について」という横向きの資料を御覧ください。1枚おめくりいただきまして、独立行政法人の退職金につきましては、当該役員の業績を考慮して算定することとされております。具体的には独法評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績勘案率を決定し、それで額を算出して、お支払いするということとなりますけれども、政独委においては、「業績勘案率は1.0を基本とし、これを超える場合は厳格な検討が必要」とされております。

次のページですけれども、今回、役員の退職金に係る業績勘案率の算定対象となりますのは、福井健一前理事長お一人でございます。この在職期間は、理事であった期間から引き続きまして、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの36か月間となっております。

最後のページでございますけれども、当委員会の業績勘案率の決定に当たっては、各年度の評価結果につきまして、それぞれの項目でAAだった項目は1.75、Aであった項目は1.25、Bが1、Cが0.75、Dが0.25といたしまして、それでそれぞれの項目数を掛けまして、基準業績勘案率を決定いたします。こちらは申し合わせで決定をされているものでございますが、その申し合わせは参照法令等の83ページにございますので、御参照ください。

この式に当てはめると、この基準業績勘案率は先ほど御決定いただいた評価を当てはめて計算をいたしますと、1.18となっております。この基準業績勘案率1.18から、特別記念事業の旅行券等引換券の未引換えについて、在職期間中に救済措置を再開させて、一定の成果を上げたこと、在職中の主要業務たる特別給付金支給事業について、法案立案時推計を大幅に上回って認定・支給できたこと、また過少払い・過払い事案に係る対応は基金の存続中解散までに全て終了させたこと、各年度の全体評価が平成22年度はB、平成23年度がA、平成24年度がBでありまして、また在職期間中の業績と過去の基金の業績に明確な差がないことなど、こうした事情を総合的に勘案した結果、業績勘案率の（案）につき

ましては、1.0とされております。

なお、御参考までに申し上げますけれども、平成19年1月1日から平成21年11月30日まで在職された青木元理事長及び平成19年10月1日から平成22年3月31日まで在職された笹本元理事の業績勘案率はそれぞれ1.0でございました。

以上でございます。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、何か御質問、御意見等ございますか。どうぞ、お示しをいただければと思いますが、いかがでございましょうか。

【鈴木専門委員】 まずこの業績勘案率の計算ですけれども、これは一般的にこれでやalinaさいという形のものということで理解してよろしいでしょうか。

【須藤主査】 参照法令等の83ページを御覧いただければと思います。こちらは総務省独立行政法人評価委員会の算定方法といたしまして、申し合わせということで決まったものでございます。この式に当てはめて、私どもも今回の案の算定をまずするというところでございます。こちらの業績勘案率の算定方法につきましては、各省の評価委員会それぞれで決まっているものでございますので、総務省独法評価委員会といたしましては、この申し合わせに従うということでございます。

【鈴木専門委員】 分かりました。それから、この分科会で業績勘案率（案）を決定するとき、何を検討するのかという問題があると思います。この計算式が事実この通りかどうかの確認をするということが我々の目的なのか、それとも、計算式は計算式けれども、今回いろいろ問題がありましたので、そのようなことも考慮して検討するのかということを確認したいのですが。

【須藤主査】 先ほど申しあげました申し合わせの中に、まず基準業績勘案率を評価結果から機械的に計算をして算出をするというのがございます。その後、各分科会において、その基準業績勘案率にその法人業績の貢献度でありますとか、数値に表れていない事項を総合的に考慮いたしまして、最終的にそこを御議論いただいて、最終的な案を御決定いただくということでございます。したがって、そうした、先ほど私どもの方で御説明いたしました事項等で、その数字が妥当なものであるとお考えになるかということをお議論いただく場というふうに承知をしております。

【鈴木専門委員】 分かりました。ありがとうございます。

【亀井分科会長】 ほかに何か御質問、御意見がございますか。いかがでございませ

うか。

それでは審議に入らせていただきたいと思います。ただいまの御質問等ございましたが、役員退職金に係る業績勘案率につきましては、御説明がありましたとおり、1.0という案でよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【亀井分科会長】 それでは、今回御審議いただきました業績勘案率(案)1.0でございますが、これは総務省独立行政法人評価委員会議事規則によりまして、本分科会の議決をもって親委員会の議決とすることができるとされておりますので、本案を政策評価・独立行政法人評価委員会に通知をさせていただきます。本案に対して、同委員会から意見がない場合には、本案が業績勘案率として決定されますが、詳細は別途事務局から御連絡をいただくことにいたします。

本日、御審議いただきました結果につきましては、例年8月に開催される親委員会、総務省独立行政法人評価委員会に報告をすることになります。また先ほど事務局から御説明がありましたが、第2期中期目標期間の評価につきましては、本日の分科会の評価案を基に、親委員会、総務省独立行政法人評価委員会で審議の上決定されることになります。親委員会への報告資料等につきましては、事務局を通して事前に委員の先生方にはお送りするというにしたいと思っております。

本日予定しておりました議事は以上でございますが、最後に事務局から報告事項がございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【佐藤参事官】 委員の改選につきまして御説明させていただきます。実は親会の方に御出席していただいております委員の皆様につきましては、今月末がその任期満了の月となっております。平和基金が解散いたしまして、本分科会も今年度いっぱいということもありまして、当初はこのままでの体制で最後までと、当局側と話をしていたところだったのですが、最終的には、審議会の運営についての閣議決定と、その運用ルールによりまして、3名の委員の皆様とそれから2名の専門委員の皆様、すなわち亀井分科会長、奥林分科会長代理、堀川委員、それから鈴木専門委員、本日御欠席ですけれども、仲地専門委員の皆様は、今月末までということとなりました。本日の分科会で評価を取りまとめたいただきましたので、実質的にはこれで基金の評価をするという本分科会の大きな役目は終了ということになりますので、役員の任期も、この分科会の役目も満了ということになります。今までこの基金の対象に、評価のため、多大なるお時間と労力を割いていただきまし

て、大変ありがとうございました。

あとは、本日の結果を親会に報告するということではありますが、こちらにつきましては、玉井先生、時任先生、それから兼川先生、原田先生、ルディー先生に引き続きお願いしたいと存じますが、新体制は7月1日付でして、何分総務大臣の人事権に属することですので、本日この場で私から具体的なことを申し上げるのは、差し控えさせていただきたいと思います。これまでありがとうございました。同時に引き続き、よろしくお願いいたします。

【亀井分科会長】 ありがとうございました。

ただいま事務局から御説明がありましたとおり、6月30日をもって、私を始め奥林委員、堀川委員、鈴木委員、仲地委員の5名が退任となりますので、退任をされる委員の皆様から一言ずつ御挨拶をいただきたいと思います。奥林先生からまずお願いいたします。

【奥林分科会長代理】 ついに今日の日を迎えることができ、私としては大変嬉しいと思っています。もう少し早く終わる予定だったんですけれども、シベリア特措法ができて、少し長くなりました。ですが、私としてはこの委員会に出させていただいて、最初は日本学術会議の会員だった頃に、学術会議の方から推薦を受けて、この特別基金の評価委員に任命されまして、同時に大阪府の地方独立行政法人評価委員会の委員長も仰せつかりまして、その独立行政法人というものについていろいろ勉強させていただきました。私の専門分野は一応経営学ということになっておりますので、独立行政法人というのは、経営形態としては非常に新しい分野でもありますし、こういう分野の研究が確立すればいいなというふうにも思って、他の研究者にもいろいろ働きかけたりさせていただきました。同時に、ここでいろいろな委員の皆さんの御意見なり、あるいは事務局の皆さんの御意見を聞かせていただいて、いろいろな観点から評価すべきなのだなということを私自身も随分勉強させていただきましたし、そういう観点で社会のいろいろな組織を見るようになりましたので、この場を借りて、大変成長させていただいたということをお礼の言葉にさせていただきたいと思います。

どうも長い間、皆様おつき合いただきまして、ありがとうございました。

【亀井分科会長】 それでは引き続きまして、堀川先生、ひとつお願いします。

【堀川委員】 私はそんなに長くはなかったのですがけれども、日頃独立行政法人の業務についての評価にかかわったことがございませんでしたので、ここで亀井先生や奥林先生などに、また親委員会の方でもいろいろな委員の方々のお話を伺いながら、勉強させてい

いただきましたことを大変ありがたく思っております。事務局の皆様方にもいろいろなことを教えていただいたことを大変ありがたいと思っております。

委員の先生方、違う専門の方々の意見とか、評価をするに当たってのいろいろな見方を教えていただきました。勉強させていただきまして、ありがとうございました。

【亀井分科会長】 では、引き続いて鈴木先生、お願いします。

【鈴木専門委員】 10年間、どうもありがとうございました。この10年間で振り返ってみまして、専門委員として、本当に十分機能したのかなということは非常に疑問なんですけれども、亀井先生始め各委員の先生方、また本省の皆様方の御指導を受けまして、私自身としては大分勉強させていただきました。また違った世界を見せていただいたということで、私自身も非常に会計士としても自分としては成長できたのかなと思っております。本当に御指導いただきましてありがとうございました。今後ともよろしくお願いします。

【亀井分科会長】 ありがとうございました。今日、御欠席でいらっしゃいます仲地先生からも、10年間どうもありがとうございました、という御挨拶をお預かりしておりますので、御紹介させていただきます。

最後に私の方から一言お礼を申し上げさせていただきます。私は奥林先生と初め御一緒、実は学術会議で2期、6年間御一緒させていただいて、こちらの評価委員を務めさせていただきました。柄にもなく東京在住ということで、分科会長という大役を仰せつかりました。問題意識も専門知識も全くない状態で、果たして務まるのかなと心配しておりましたが、委員の先生方の御指導、御助言をいただき、また総務省の特別基金事業推進室、現在の管理室のこれまでのスタッフの方々、現スタッフの方々の御指導、それから温かい御支援をいただきまして、何とか任期を全うできる形になるのかなとかいう思いであります。本当にお役に立たない、今まで10年間過ごさせていただいて、本当に申し訳ないと思いますが、本当にいい経験をさせていただきまして、心から感謝申し上げます。本当にどうも長いことありがとうございました。

それでは、最後に田家官房審議官から一言御挨拶をいただきたいと思えます。

【田家審議官】 本日は長時間にわたりまして、御熱心な御審議をいただきまして、平和基金の平成24年度及び第2期中期目標期間の業務の実績、役員退職金の業績勘案率につきまして御決定をいただきまして、誠にありがとうございました。

正直申しまして、3月の分科会が終わったときに、どうなることかと一瞬思ったんですけれども、いろいろと調べてみますと、決して平和基金の人たち、間違ったことをやって

いるわけではないと、不正なことをやっているわけではないということが分かりまして、ほっといたしました。ただ、自分たちのやっていたことについてのそれをちゃんと把握して、説明するという点において、少し不十分な点があったのではないのかなというふうな感じがいたしました。これは独立行政法人だけではなくて、役所の仕事を進める上でもひょっとしたら起こることなのかもしれないなど。普通の公務員、真面目にやっているんですが、それを全体的にガバナンスする能力が完璧かということ、多少ちょっと完璧ではないところもあるかもしれないなどというふうに、私自身、役所の仕事をする上でも反省材料にしないといけないのかなと感じた次第でございます。

これは余談でございますけれども、平和基金が4月に解散いたしまして、総務省における残務処理はほぼ終わっているところでございますが、今後も本日の審議結果を踏まえ、理事長退職金の支払い等、残ります事務を適切に処理してまいりたいと存じております。

平和基金は、昭和63年に認可法人として設立をされました。そして平成15年から独立行政法人として、いわゆる戦後処理3問題の関係者を慰謝するという事業を実施してまいりました。そして、この4月にその目的・使命を全ういたしまして、無事解散できたことは、ひとえに先生方の御指導の賜物であり、厚く御礼を申し上げたいと存じております。

10年の長きにわたりまして、分科会長として御指導賜りました亀井分科会長はじめ、奥林分科会長代理、堀川委員、鈴木専門委員、仲地専門委員には、このたび任期の満了によりまして、退任をされることになりましたが、これまでの長い期間、御指導を賜りまして、また何十回にもなる分科会で御熱心な御審議を賜りました。そして、日頃から多くの貴重な御助言をいただきましたことにつきまして、改めて厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

残られる先生方におかれましては、引き続き御指導いただきたいと存じております。また、この分科会は来年の3月31日まで存続するというふうなことになりますので、退任された先生方にも引き続き御助言を賜ればというふうに存じております。本当にどうも、長い間ありがとうございました。

【亀井分科会長】 ありがとうございました。

それでは以上をもちまして、第31回総務省独立行政法人評価委員会平和祈念事業特別基金分科会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。 (以上)